

日時：令和7年11月11日（火）

場所：うるま市保健相談センター

沖縄県後期高齢者医療広域連合 事務主管課長及び担当者会議

事業課資料

保健事業グループ

1. 一体的実施及び長寿健康増進事業（特別対策補助金）の変更申請について
2. 長寿健診受診率について
3. 歯科健診事業について
4. 確定申告の対応について
5. 服薬情報通知（ポリファーマシー対策事業）について
6. 長寿健診受診券発送通信運搬費の請求について
7. その他

1. 一体的実施及び長寿健康増進事業（特別対策補助金）の変更申請について

（1）変更交付申請について

一体的実施や長寿健康増進事業（特別対策補助金）は国からの特別調整交付金を活用して広域が、市町村に委託料や補助金をお支払いしている事から、広域も市町村も特別調整交付金の交付基準に従って、事業計画書などの提出や事業自体を実施する事になります。

事業の変更や縮小等の理由により事業実施計画書の内容が変更となった場合、変更した事業実施計画書を国に提出する必要があります。

特に当初の事業計画を上回る事業計画額の増額を予定している市町村は、変更計画書について広域を通して国へ提出しなければなりません。

（2）留意事項

変更計画書を提出せずに当初計画額を上回る内容で実績報告書を提出したとしても、増額分は委託料または補助金の対象外となりますのでご留意ください。

①軽微な事業計画及び額の変更（減額）などであれば申請様式の提出は不要となります。

②事業計画額の減額は軽微であっても事業内容が大きく変わる場合は変更計画書の提出は必要です。

③新規での事業の申し込み（事業計画書の提出）は出来ません。当初事業計画書を提出している市町村のみ変更計画書の提出を行う事が出来ます。

依頼の時期：令和7年度：11月下旬ごろ

締め切り日時：令和7年度：12月中旬ごろ

記載方法：変更箇所（セル）を黄色に着色し、朱書きで変更（変更したシートは赤色）してください。

※変更が無い場合でもその旨ご連絡ください。

(参考) R7 市町村計画書まとめ

令和7年度後期高齢者医療財政調整交付金（特別調整交付金）

・事業区分 I 1.高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施の財政支援

(単位：円)

市町村	消費税申告	事業実施 圏域数	企画・調整を担当する医療専門職		地域を担当する医療専門職			対象経費 消費税込み額(α)	交付額 (α) × 2/3
			人件費	委託料	人件費	その他経費	委託料		
那覇市	消費税申告不要	6	6,000,000	0	24,600,000	1,471,620	0	32,218,782	21,479,188
宜野湾市	消費税申告不要	4	6,000,000	0	8,200,000	129,000	0	14,341,900	9,561,266
石垣市	消費税申告不要	1	6,000,000	0	4,100,000	405,610	0	10,546,171	7,030,780
浦添市	消費税申告不要	5	6,000,000	0	20,500,000	1,077,000	0	27,684,700	18,456,466
名護市	消費税申告不要	4	6,000,000	0	15,255,635	2,017,525	0	23,474,912	15,649,941
糸満市	消費税申告不要	2	6,000,000	0	8,200,000	1,100,000	0	15,410,000	10,273,333
沖縄市	消費税申告不要	7	6,000,000	0	4,998,280	715,331	0	11,785,144	7,856,762
豊見城市	消費税申告不要	2	6,000,000	0	8,200,000	921,721	0	15,213,893	10,142,595
うるま市	消費税申告不要	7	6,000,000	0	16,058,333	3,298,000	0	25,686,133	17,124,088
宮古島市	消費税申告不要	1	6,000,000	0	0	500,000	0	6,550,000	4,366,666
南城市	消費税申告不要	1	6,000,000	0	4,100,000	52,653	0	10,157,918	6,771,945
国頭村	消費税申告不要	1	6,000,000	0	4,100,000	550,000	0	10,705,000	7,136,666
大宜味村	消費税申告不要	1	5,993,805	0	0	174,000	0	6,185,205	4,123,470
東村	消費税申告不要	1	6,000,000	0	0	296,000	0	6,325,600	4,217,066
今帰仁村	消費税申告不要	1	6,000,000	0	4,100,000	210,000	0	10,331,000	6,887,333
本部町	消費税申告不要	1	6,000,000	0	4,081,088	420,519	0	10,543,658	7,029,105
恩納村	消費税申告不要	1	6,000,000	0	4,053,878	200,910	0	10,274,879	6,849,919
金武町	消費税申告不要	1	6,000,000	0	4,035,343	327,500	0	10,395,593	6,930,395
伊江村	消費税申告不要	1	6,000,000	0	386,000	550,000	0	6,991,000	4,660,666
読谷村	消費税申告不要	1	6,000,000	0	4,100,000	513,072	0	10,664,379	7,109,586
嘉手納町	消費税申告不要	1	4,064,518	0	2,691,940	395,117	0	7,191,086	4,794,057
北谷町	消費税申告不要	1	6,000,000	0	4,100,000	550,000	0	10,705,000	7,136,666
北中城村	消費税申告不要	1	6,000,000	0	4,100,000	503,586	0	10,653,944	7,102,629
中城村	消費税申告不要	1	5,278,564	0	4,100,000	426,182	0	9,847,364	6,564,909
西原町	消費税申告不要	1	6,000,000	0	4,100,000	500,000	0	10,650,000	7,100,000
与那原町	消費税申告不要	1	6,000,000	0	4,100,000	550,000	0	10,705,000	7,136,666
南風原町	消費税申告不要	1	6,000,000	0	4,100,000	490,000	0	10,639,000	7,092,666
渡嘉敷村	消費税申告不要	1	6,000,000	0	0	494,003	2,339,136	9,116,452	6,077,634
座間味村	消費税申告不要	1	6,000,000	0	0	361,000	0	6,397,100	4,264,733
栗園村	消費税申告不要	1	781,480	0	0	50,000	0	836,480	557,653
伊平屋村	消費税申告不要	1	5,780,000	0	3,075,000	549,560	0	9,459,516	6,306,344
伊是名村	消費税申告不要	1	6,000,000	0	3,994,242	550,000	0	10,599,242	7,066,161
久米島町	消費税申告不要	1	3,445,650	0	0	350,000	400,000	4,270,650	2,847,100
八重瀬町	消費税申告不要	1	6,000,000	0	4,100,000	550,000	0	10,705,000	7,136,666
多良間村	消費税申告不要	1	6,000,000	0	0	500,000	0	6,550,000	4,366,666
竹富町	消費税申告不要	1	4,200,000	0	150,000	202,000	0	4,572,200	3,048,133
与那国町	消費税申告不要	1	322,500	0	0	267,000	0	616,200	410,800
								計	272,666,719

2. 長寿健診受診率について

令和5年度までの長寿健診受診率については、除外対象者として市町村における抜き取りや返戻数を含んでおりました。

令和6年度以降の受診率については、全国的な比較が可能となるよう受診率の算定方法が統一されることが国の方針として示されたことから、市町村における抜き取りや返戻数を除外対象者としては含まず（つまり対象者としてカウント）、受診率を算定しております。

したがって、受診率算定における分母となる対象者が多くなることから、令和6年度受診率は令和5年度と比べ低く出る傾向にあります、上述のものによるところであるとご承知ください。

（算出方法）

健康診査受診率＝健康診査受診者数（※1）／（被保険者数（※2）－除外対象者数（健診除外告示第5号及び第6号の該当者（※3））

- ※1 前年4月から該当年3月までの健康診査受診者実数とする。
- ※2 被保険者数は、前年4月1日時点とする。
- ※3 対象除外者数とは、健診除外告示第5号（長期入院者）及び第6号（施設入所者）とする。具体的には、健診除外告示第5号（長期入院者）はKDBにおける6ヶ月以上入院者のレセプト一覧（前年度）（厚労省様式2-1）において、KDBで該当年の4月分を抽出して把握した数値とする。健診除外告示第6号（施設入所者）については、主に市町村への照会により、施設入所者数の報告を求めることにより把握した数値とし、その際の市町村の把握方法及び集計時点等は問わない。

3. 歯科健診事業について

平成 28 年度からモデル事業として開始し、対象市町村を変えながら実施しております。令和 7 年度については 9 月から 27 市町村で行っており、今年度の対象者数は以下の通りとなっています。受診結果については、まとまり次第各市町村へ共有いたします。

次年度の対象地域や実施方法等については、県歯科医師会と協議しながら検討を進めていく予定です。

市町村名	那覇市	宜野湾市	石垣市	浦添市	名護市	糸満市	沖縄市
対象者数	12,006	3,388	1,792	3,905	2,494	2,290	4,834

市町村名	豊見城市	うるま市	南城市	国頭村	大宜味村	東村	今帰仁村
対象者数	2,322	4,825	1,951	260	197	96	504

市町村名	本部町	宜野座村	金武町	伊江村	与那原町	南風原町	渡嘉敷村
対象者数	702	312	509	204	693	1,330	27

市町村名	南大東村	北大東村	伊是名村	久米島町	八重瀬町	多良間村	沖縄県
対象者数	37	16	48	318	1,190	54	46,304

4. 確定申告への対応について

(1) 医療費控除の添付書類の作成方法

医療費控除に関する確定申告の添付書類の作成方法として、下記の方法があります。例年12月～3月にお問い合わせが集中いたします。お問い合わせや申請がございましたら、下記を参考しご案内、ご対応をお願い申し上げます。

①医療費のお知らせ（ハガキ）9月・1月送付分+領収書（10月～12月）

【医療費のお知らせ（ハガキ）発送時期】（年3回）

- ・9月送付：令和7年1～5月診療分 済
- ・1月送付：令和7年6～9月診療分
- ・（次年度）5月発送：令和7年10～12月診療

確定申告の時期に間に合うのは、1月（6～9月分）送付分まで。そのため、10～12月診療分は領収書で対応。

※領収書の金額は「医療費控除の明細書」に記載する必要があります。

②市町村に医療費通知の交付申請を行う

市町村で行う業務

- 申請書の受付・標準システムへ入力。
- 翌日、医療費通知書（PDF）を印刷して被保険者へ引き渡す。

※申請は随時受付、1年分の交付は2月中旬以降。

（申請書を事前に受け付けて、発行可能な段階で引き渡す（郵送）対応も可能。）

③広域連合に医療費通知の交付申請を行う

必要書類を直接持参又は郵送での申請。申請方法の詳細については、広域連合HPに記載があります。

※6年以上前のものや即日発行が可能。

※申請は随時受付、1年分の交付は2月中旬以降。

④1年分の領収書の金額に基づく明細書の作成

「医療費控除の明細書」に領収書の金額を記載。

⑤マイナポータル連携を利用

令和3年9月診療分から医療費通知情報が取得可能。

前年分の情報は原則2月9日から取得できます。

(2) セルフメディケーション税制について

市町村窓口に問い合わせがありましたら申請書を希望者へ渡し、広域連合へ申請するようお伝えください。申請書は広域連合HPから取得可能です。

※令和6年度の申請はありませんでした。

【様式等ダウンロード先】

沖縄県後期高齢者医療広域連合



<< [TOP](#) >>

申請書等

広域連合について

広域連合の概要

スケジュール

事務局の案内

後期高齢者医療制度

制度の概要

運営のしくみ

保険料について

給付について

保健事業について

広域連合議会

議会について

広域連合情報

広域連合規約

例規集

予算と決算

関係資料

公告物

リンク

申請書等

セルフメディケーション税制関係
(事業課 保健事業グループ 098-963-8013)

- 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明依頼書 [\(93KB\)](#)
- 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明依頼書 [\[記入例\]](#)
- PDF (149KB)
- セルフメディケーション税制 証明の要否 判断チャート [PDF \(101KB\)](#)

広域連合での医療費通知交付申請関係
(事業課 保健事業グループ 098-963-8013)

- 後期高齢者にかかる医療費通知の交付について (請求方法のご案内) [PDF \(209KB\)](#)
- 医療費通知交付申請書 [PDF \(75KB\)](#)
- 医療費通知交付申請書 [記入例] [PDF \(405KB\)](#)

市町村での医療費通知申請関係
(事業課 保健事業グループ 098-963-8013)

- 医療費通知交付申請書 (市町村窓口用) [PDF \(434KB\)](#)

1. 広域連合ホームページ「申請書等」をクリック
2. 上記の申請書が印刷できる
(セルフメディケーション税制、医療費通知)

5. 服薬情報通知（ポリファーマシー対策）事業

（1）趣旨

薬剤の重複・多剤服薬等の疑いのある後期高齢者被保険者に対して、服薬情報通知することにより、適切な服薬支援の機会を提供し、被保険者の健康増進及び医療費の適正化を図ることを目的としています。

（2）ポリファーマシーとは

「多くの・調剤」からくる造語となっており、高齢者の多剤併用による薬物有害事象のリスクは、6種類以上で特に増加するといわれております。高齢者は、薬剤数が自然に増える傾向にありますので、単に多いのが悪いわけではなく、薬剤が多いことにより、意図しない薬物有害事象につながる状態や、飲み間違い、残薬の発生につながります。加えて、複数の医療機関の受診により、処方薬全体の把握も困難になります。

（3）発送状況（年1回）

令和4年度実績 3,543通（発送時期：11月） ※削減効果額 2,585,192円

令和5年度実績 3,790通（発送時期：11月） ※削減効果額 2,494,308円

令和6年度実績 3,932通（発送時期：11月） ※削減効果額 2,724,785円

令和7年度準備中（発送時期：11月下旬予定）

※対象者は複数の医療機関から月14日以上の内服薬を8種類以上処方されている方。

※削減効果額は基準月と判定月を比較した、ひと月当たりの「薬剤費」の金額です。

6. 長寿健診受診券発送通信運搬費の請求について

(1) 支払時期について

令和7年度については、令和7年5月送付分（令和7年度受診券）、令和8年3月送付分（令和8年度受診券）を併せて、令和8年4・5月の出納整理期間内での支払いを予定しております。請求方法等については、別途要綱が定まり次第周知いたします。

(2) 概要

- ①5月・3月の一斉送付分の郵送料を負担いたします。
- ②実際に支払った額を負担いたします。（件数が多いことや、配送日数猶予等により割引が適用される場合は、適用後の金額を負担します）
- ③年度途中の年齢到達分、再発行分は負担いたしません。
- ④請求書等様式は広域にて作成いたします。

(3) スケジュール（※日程は変更となることがあります）

- ①請求書提出依頼：4月上旬頃
- ②請求日期限：5月上旬頃
- ③支払い日：5月下旬頃

(4) 留意事項

- ①交付金としての支払いとなるため、交付決定の手順を踏むことが予想されます。その場合、申請書等の様式についても別途周知いたします。
- ②広域連合の支払い事務の関係上、令和8年5月11日（予定）までに請求書を送付いただく必要があります。ご協力をお願いいたします。